

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第192号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項第1号中「及び調整手当」を「及び地域手当」に改め、同条第6項第1号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第20条の8の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第23条第1項の表(6)の項及び同条第2項中「20日」を「40日」に改める。

第23条の3第1項各号列記以外の部分中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第5項各号中「の調整手当」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則第23条第1項の表(6)の項及び同条第2項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(総務局人事部給与課)